

【ごみ】

垃圾处理

ごみの減量とリサイクルを推進するため、分別収集にご協力をお願いします。お手元に「越谷市ごみ収集カレンダー」をお持ちでない場合は、リサイクルプラザ業務担当（☎976-5375）へお問い合わせください。

【問合せ】リサイクルプラザ ☎976-5375

为了促进垃圾的减量和资源再利用，请大家协助做好垃圾的分类和投放。若家中没有《越谷市垃圾收集挂历》，请联系再生广场领取。

【问询处】再生广场

☎048-976-5375

●家庭ごみの分け方・出し方

詳しくは「【保存版】家庭ごみの分け方・出し方」をご参照ください。

- 燃えるごみ：透明または半透明の袋に入れてください
- 燃えないごみ：黄色のカゴに入れてください
- 古紙類：品目ごとにひもでしばってください
- ペットボトル：黄色のカゴに直接入れてネットをかけてください
- 缶：黄色のカゴに直接入れてください
- びん：青色のカゴに直接入れてください
- 古着類：透明または半透明の袋に入れてください
- 白色トレイ：黄色のカゴに直接入れてネットをかけてください
- 危険ごみ：赤色のカゴに入れてください
- 粗大ごみ：電話で収集を依頼するか、自分で直接持ち込んでください（予約専用電話☎973-5300）
- せん定枝：東埼玉環境資源組合へ持ち込みができます（☎966-0124）

【問合せ】リサイクルプラザ ☎976-5375

家庭垃圾的分类和投放方法

详细内容请参阅《（保存版）家庭垃圾的分类和投放方法》。

可燃垃圾：使用透明或半透明的塑料袋。

不可燃垃圾：放进黄色筐内。

纸类：分类用绳子扎紧。

透明塑料瓶：直接放进黄色筐内并罩上网。

金属罐：直接放进黄色筐内。

玻璃瓶：直接放进蓝色筐内。

再利用衣服类：使用透明或半透明的塑料袋。

白色泡沫托盘：直接放进黄色筐内并罩上网。

危险垃圾：放进红色筐内。

大件垃圾：打电话请人上门收集，

或者自己直接搬运到再利用广场。

（预约专用电话：☎048-973-5300）

剪枝：可以自行搬运到东埼玉环境资源组合

（☎048-966-0124）

【问询处】再生广场 ☎048-976-5375

【市では収集・処理を行わないごみ】

非市管理收集・处理的垃圾

市では収集・処理を行わないものは、ごみ集積所に出すことはできません。ご不明な点は、リサイクルプラザへお問い合わせください。

【問合せ】リサイクルプラザ ☎976-5375

非市管理的垃圾不能扔到垃圾投放点。若有疑问，请向再生广场咨询。

【问询处】再生广场 ☎048-976-5375

●テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

家電リサイクル法の対象品目なので、販売店または許可業者に処分を依頼してください。

【問合せ】リサイクルプラザ ☎976-5375

电视、空调、电冰箱・冰柜、洗衣机、烘干机

以上家电的处理需要遵守回收再利用法，请委托销售处或有相关经营许可证的公司进行处理。

【问询处】再生广场 ☎048-976-5375

●パソコン

資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる回収が義務づけられています。各メーカーにお問い合わせください。メーカ

电脑

资源有效利用促进法规定，厂家有回收义务，请联系所属厂家具体咨询。如果不清楚生产厂家，请联系电脑

一がわからない場合は、パソコン3R推進協会にお問い合わせください（☎03-5282-7685）。ただし、ノートパソコンは、燃えないごみとして出すことができます。

【問合せ】リサイクルプラザ ☎976-5375

●小型充電式電池

販売店の回収ボックスへ入れてください。

- 対象：ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池

【問合せ】リサイクルプラザ ☎976-5375

●処理困難物

販売店、専門業者などに処分を依頼してください。

- 対象：消火器、コンクリート、プロパンガスボンベ、塗料、バッテリー、タイヤ、車の部品、灯油・ガソリン、農薬・劇薬など

【問合せ】リサイクルプラザ ☎976-5375

●犬や猫等動物の死体の処理

道路等に飼い主不明の動物（犬・猫など）の死体がありましたらご連絡ください。引き取ります。

【問合せ】リサイクルプラザ ☎976-5375

【住宅の建築】

注意事項

●市街化区域を選びましょう

市内は、市街化区域と市街化調整区域に分かれています。

▷市街化調整区域の場合

法律により特別に認められる場合を除き建築できません。

地目が雑種地や山林等は買うことができますが、建築できないことが多いので注意しましょう。

【問合せ】開発指導課 ☎963-9234

●越谷市まちの整備に関する条例

安全で快適な住みよいまちづくりを目指して、「越谷市まちの整備に関する条例」が平成15年10月から施行されています。市・開発者・市民の皆さんが協働してまちの整備を進めましょう。

・駐車場や資材置場への土地利用の変更も含めた開発行為等を行う場合は、条例による届け出・事前協議が必要ですので手続きをしましょう。

・6m以上の道路幅員を確保するため、道路の中心から3m後退（水路を除く）して帰属してください。

・新たな開発等の際には、敷地規模を100㎡以上としてください（市街化調整区域では許可基準があります）。

【問合せ】開発指導課 ☎963-9234

3R 推進協会 問い合わせ（☎03-5282-7685）。另外、笔记本电脑可作为不可燃垃圾进行处理。

【问询处】再生广场 ☎048-976-5375

小型充电电池

请放进销售处的专用回收箱内。

对象：镍镉电池、镍氢电池、锂离子电池。

【问询处】再生广场 ☎048-976-5375

处理困难的垃圾

请委托销售商或专业公司进行处理。

对象：灭火器、水泥、煤气罐、榻榻米、涂料、蓄电池、轮胎、汽车配件、煤油・汽油、农药・烈性药等。

【问询处】再生广场 ☎048-976-5375

猫狗等动物尸体的处理

若发现路上有不明饲养主的动物尸体（猫狗等），请联系我们，负责人员会进行处理。

【问询处】再生广场 ☎048-976-5375

建宅

注意事項

建宅地请选择都市化整備区域

市内的土地分为都市化整備区域和都市化調整区域。

都市化調整区域：

法律上规定了除特别许可的情况外不能进行建筑。请注意，土地种类为杂地或山林等时可以进行买卖，但是多数情况下不能用来进行建筑。

【问询处】开发指导课 ☎048-963-9234

越谷市城市建设相关条例

为建设一个安全适于居住的优质城市，越谷市于2003年10月颁布实施了《越谷市城市建设相关条例》。市政府・开发商・市民齐心协力，共同建设我们的城市。

・改建停车场、建材仓储等，伴随土地利用目的变更的开发行为，根据条例规定，需要登记・事先协议，所以请事先办理相关手续。

・为了确保公用道路宽幅在6米以上，持有土地要距离道路中央3米（排水沟除外）以上。

・新开发土地等时，面积要达到100平方米以上（都市化調整区域设有许可基准）

【问询处】开发指导课 ☎048-963-9234

● 隣近所への配慮をしましょう

隣家との関係（相隣関係）は民法では定められていますが、これらについてのトラブルは市役所等の行政側では取り扱えない問題です。当事者どうして解決しなければならず、場合によっては裁判に発展することもあります。こうしたトラブルをおこさないよう、家を建てる際には次のことに気をつけ、隣近所に建築計画をよく説明し理解を得るように努めましょう。

- ・隣家との距離が十分にありますか
- ・隣家の日当たりに問題は出ませんか
- ・隣家のプライバシーの侵害になりませんか

【問合せ】 開発指導課 ☎963-9234
建築住宅課 ☎963-9235
道路総務課 ☎963-9201

处理好邻里关系

邻里之间的纠纷属于民法规定范畴，因此市役所等行政部门无法介入解决问题。若双方当事人不能协商解决时，就可能需要进行诉讼。为了尽量避免纠纷，在建房前需要注意以下事项，向邻居说明自家的建房计划争取得到对方的理解。

- ・是否和邻宅保持了足够距离？
- ・是否影响了邻宅的光照？
- ・是否对邻宅的隐私范围造成了侵害？

【问询处】 开发指导课 ☎048-963-9234
建筑住宅课 ☎048-963-9235
道路总务课 ☎048-963-9201

● 屋外広告物の許可申請をしましょう

屋外広告物を表示し、または掲出する物件を設置する場合には、許可が必要な場合があります。許可申請の対象や許可基準については都市計画課へお問い合わせください。

【問合せ】 都市計画課 ☎963-9221

户外广告的许可申请

在户外贴广告、设置广告牌时，根据具体情况需要申请许可。什么情况需要申请以及许可的标准请向都市计划课咨询。

【问询处】 都市计划课 ☎048-963-9221

【公営住宅】

● 市営住宅

越谷市には市営住宅があります。入居者募集は広報こしがや、市ホームページ等でお知らせします。募集時期、入居資格等詳しくは埼玉県住宅供給公社へお問い合わせください。

- 弥十郎住宅：弥十郎753-1（12棟48戸）
- 弥十郎中層住宅：弥十郎742（2棟36戸）
- 川柳町中層住宅：川柳町1-282-1（2棟36戸）
- 第2弥十郎中層住宅：東大沢3-23-3（1棟8戸）
- 七左町中層住宅：七左町4-372-1（1棟54戸）
- 南越谷しのめ住宅：瓦曾根3-7-11（1棟18戸）
- 西大袋中層住宅：大道306（1棟50戸）

【問合せ】 埼玉県住宅供給公社 ☎048-829-2873

市営公租房

越谷市の市営公租房会在越谷广报和市官网上会登载招租信息。申请日期和入住条件等相关详细内容，请向埼玉县住宅供给公社问询。

- ・弥十郎住宅：弥十郎 753-1（12 栋 48 户）
- ・弥十郎中层住宅：弥十郎 742（2 栋 36 户）
- ・川柳町中层住宅：川柳町 1-282-1（2 栋 36 户）
- ・第2弥十郎中层住宅：东大沢 3-23-3（1 栋 8 户）
- ・七左町中层住宅：七左町 4-372-1（1 栋 54 户）
- ・南越谷限期住宅：瓦曾根 3-7-11（1 栋 18 户）
- ・西大袋中层住宅：大道 306（1 栋 50 户）

【问询处】 埼玉县住宅供给公社 ☎048-829-2873

● 県営住宅

埼玉県営住宅の入居者募集情報については、埼玉県広報紙「彩の国だより」に掲載されています。募集時期や入居資格等については、住まい相談プラザへお問い合わせください。

【問合せ】 住まい相談プラザ ☎048-658-3017

县営公租房

在埼玉县广报《彩之国通信》上有登载埼玉县营住宅的招租信息。关于申请日期和入住条件等详细内容，请向住宅咨询广场咨询。

【问询处】 住宅咨询广场
☎048-658-3017

● UR賃貸住宅

UR賃貸住宅の入居者募集情報は、独立行政法人都市再生機構のUR新越谷営業センターにお問い合わせください。

【問合せ】 UR新越谷営業センター ☎990-5338

UR租房（无需中介费、保证人等）

有关UR租借住宅的招租信息，请向独立行政法人都市再生机构的UR新越谷营业中心问询。

【问询处】 UR新越谷营业中心
☎048-990-5338

すいどう 【水道】

●水道の各種届け出

下記の①～④の場合は、5日前までにお届けください。⑤～⑦の場合は、すぐにお届けください。

- ① 水道を使用開始するとき
- ② 引っ越しするとき
- ③ 水道を一時的に使わないとき（家の改装や長期の旅行など）
- ④ 使用者の名義が変わるとき
- ⑤ 建物の解体などによりメーターの撤去を希望するとき
- ⑥ 給水装置の所有者の名義が変わるとき
- ⑦ 貯水槽の管理や設置が変わるとき

【問合せ】

- ①～④ 越谷・松伏水道企業団お客さま課 ☎960-5660
⑤ 越谷・松伏水道企業団お客さま課 ☎961-8957
⑥～⑦ 越谷・松伏水道企業団施設課 ☎972-5794

●検針と水量のお知らせ

2カ月に1回、検針員が水道メーターを確認し、使用水量に
応じて、水道料金および下水道使用料（下水道をお使いの場
合）を計算しお知らせします。

【問合せ】越谷・松伏水道企業団お客さま課 ☎966-3933

●料金のお支払い

口座振替か納入通知書を利用したお支払い方法があります。
納入通知書は銀行等金融機関・企業団窓口・コンビニエンス
ストア・スマートフォン決済アプリにてお支払いください。

【問合せ】越谷・松伏水道企業団お客さま課 ☎966-3932

こうつう 【交通】

●道路照明灯等の設置

交通事故等を未然に防止するために道路反射鏡や道路照
明灯を設置しています。要望の際には、自治会単位で申請してく
ださい。

【問合せ】道路総務課 ☎963-9201

●違法駐車をなくしましょう

違法駐車はこんなに迷惑、危険です。

- ① 交通流量が低下
道路左端の一車線が奪われ、車の流れが悪くなります
- ② 追突事故等の原因に
違法駐車車の車に目が行き、前方に注意が行かなくなるた
め、追突や交差点での右左折事故が起こります
- ③ 歩行者事故の原因に
違法駐車車の車によって、ドライバーや歩行者の視界が悪

供水

自来水的各种申请

以下的①～④项必须提前5天以上申请，⑤～⑦项
发生时必须立即申告。

- ① 开通用水时
- ② 搬家时
- ③ 暂停用水时（因改建装修以及长期旅行等）
- ④ 用户名义变更时
- ⑤ 因拆除建筑物等废除水表时
- ⑥ 供水设备的所有者名义变更时
- ⑦ 储水槽的管理和设置变更时

【问询处】

- ①～④ 越谷・松伏水道企业团客户课 ☎048-960-5660
⑤ 越谷・松伏水道企业团客户课 ☎048-961-8957
⑥～⑦ 越谷・松伏水道企业团设施课 ☎048-972-5794

查表以及用水量通知

查表员每2个月查1次水表，根据使用的水量计算自
来水费和下水道使用费（仅限使用下水道的用户）后，
通知缴费。

【问询处】越谷・松伏水道企业团客户课
☎048-966-3933

缴费方法

可以选择银行自动转账或者缴费通知单进行缴费。
选择缴费通知单的用户可以通过银行等金融机构、企业
团窗口、24小时便利店、手机支付软件来进行缴费。

【问询处】越谷・松伏水道企业团客户课
☎048-966-3932

交通

路灯等的设置申请

为防止交通事故等的发生，市政府在各处设置道路
反射镜以及路灯。若市民希望增加设置点，请通过自治
会进行申请。

【问询处】道路总务课
☎048-963-9201

杜绝违章停车

违章停车会给他人带来以下麻烦、造成危险。

- ① 交通流量低下
左侧的行车线被占，造成车流堵塞。
- ② 追尾等事故
被违章停车的车辆吸引注意力，忽视前方路况，容
易导致追尾以及十字路口左右转弯碰撞事故。
- ③ 步行者事故

くなり、歩行者事故が起ります

④ 緊急車両が通れません

違法駐車や消防車や救急車など緊急車両の活動が妨げられます

⑤ 道路の補修等が進みません

道路の補修や清掃等の作業も妨げられ、さらなる交通渋滞を引き起こします

【問合せ】越谷警察署 ☎964-0110

因车辆的违章停车，造成司机以及行人视野阻碍，从而导致事故的发生。

④ 妨碍紧急车辆通行

因车辆的违章停车，阻碍消防车和救护车等紧急车辆的通行。

⑤ 阻碍道路修复工程进展

对道路修复工程造成阻碍，进一步引起交通堵塞。

【问询处】越谷警察署

☎048-964-0110

● 放置自転車等をなくしましょう

放置自転車等（原動機付自転車を含む）は迷惑で危険です。

ルールやマナーを守り自転車の安全利用に努めましょう。

① 歩行者や自転車等の通行を妨げ、事故の原因になります

② 消防車や救急車などの救急活動を妨げます

③ 駅周辺や歩道等の美観を損ね、都市機能も低下します

④ 盗み等の対象になり、青少年の非行を助長します

【問合せ】くらし安心課 ☎963-9185

越谷警察署 ☎964-0110

杜绝乱停自行车

乱停自行车等（包括小马达二轮车）会给他人造成困扰，带来危险。请遵守规则，互相礼让安全骑行。

① 妨碍行人以及自行车等的通行，造成事故。

② 妨碍消防车以及救护车等的紧急通行。

③ 破坏车站周边以及步行道等的外部景观，造成都市机能低下。

④ 容易成为盗窃对象，助长青少年违法行为。

【问询处】生活安心課 ☎048-963-9185

越谷警察署 ☎048-964-0110

● 自転車等の駐車ルール

市では、環境整備とスムーズで安全な通行のため、次のことを条例等に定めています。

・自転車等を放置しないでください

・自転車には防犯登録をしてください

・放置自転車等整理区域に放置されている自転車等は、事前に警告等を行い撤去します

・チェーン等で固定した場合、切断し撤去します

・撤去した自転車等の引き取りは、有料になります（撤去日前において、警察署に盗難届を提出している場合を除く）

引き取りの際、引取通知書（はがき）と身分を証明するもの（免許証・保険証等）をお持ちください。

撤去・保管料：自転車 3,000円

原動付自転車 4,500円

取引日時：月曜～土曜日、午前10時～午後6時

（祝日、年末年始を除く）

保管場所：東武鉄道高架下（蒲生西町一丁目地内）

☎988-4800

※撤去された自転車等について、引き取りがない場合、告示日から2カ月経過後処分します

※スーパー・銀行等の大型店舗の新築・改装時には、床面積に合わせた駐輪場を確保してください

【問合せ】くらし安心課 ☎963-9185

越谷警察署 ☎964-0110

自行车等的停放规定

为改善环境以及交通的安全顺畅，市政府制定条例对以下行为进行了规范。

・禁止乱停自行车

・新购买的自行车需要进行防犯登录

・放置在整顿区域内的自行车，会先警告后再拖走。

・上锁的自行车，会将锁链切断后拖走。

・领回自行车需要缴纳费用。（在被拖走前已在警察署做被盗登记的情况除外）

领取自行车时，请持领取通知卡和身份证明（驾照、保险证等）前来办理。

拖车・保管费：自行车 3,000 日元

小马达二轮车 4,500 日元

领取时间：周一至周六 上午10点至下午6点

（节假日、年末年初除外）

领取地点：东武铁道高架桥下（蒲生西町一丁目地界内）

☎048-988-4800

※被拖走的车辆，需要在告知日起2个月以内领取，否则将被废弃处理。

※新建・改建超市、银行等大型店铺时，根据建筑面积，必须确保相应的自行车停车场。

【问询处】生活安心課 ☎048-963-9185

越谷警察署 ☎048-964-0110

【ペット】

●犬の登録と狂犬病予防注射

生涯1回の犬の登録と年1回の狂犬病予防注射は、狂犬病予防法において飼主に義務付けられています。手続きが完了していることを証明する犬鑑札と注射済票は、犬の首輪等に付けて管理してください。狂犬病予防注射は、集合注射（4月）や動物病院で受けてください。（登録手数料1頭：3,000円・注射済票交付手数料1頭：550円）

【問合せ】生活衛生課（越谷市保健所） ☎973-7532

●犬の放し飼いは禁止

犬を制御できる者が綱や鎖で確実に保持し移動することが、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例で定められています。

【問合せ】生活衛生課（越谷市保健所） ☎973-7532

●ふんの放置は禁止

飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、ふんをしたときは、用具に入れて持ち帰り、適切に処理することが、越谷市まちをきれいにする条例で定められています。「犬のふん放置禁止」の看板を配布し、啓発を行っています。

【問合せ】資源循環推進課 ☎963-9181

●以下の場合、越谷市保健所へ連絡ください

- ・飼犬・猫が行方不明になったとき
保護した犬猫は、市ホームページ等で情報を公開します。なお、越谷警察署でも一時的に保護することがあります。
- ・放たれている犬を見かけたり保護したとき
発見した日時・場所、犬の特徴（種類・色・大きさ・性別・首輪の有無等）をお知らせください。なお、越谷警察署でも一時的に保護することがあります。
- ・飼犬が人を咬んでしまったとき
飼主は犬の事故届出書を届け出ることが義務付けられています。
- ・やむをえない理由で飼犬・猫を手放すとき
犬や猫は家族の一員です。愛情と責任をもって終生飼養してください。やむをえず飼養できない場合は、越谷市保健所へご相談ください。なお、場合によっては引き取りをお断りすることがあります。

【問合せ】生活衛生課（越谷市保健所） ☎973-7532

【わたしたちの人権】

●パートナーシップ宣誓制度

市では、越谷市人権施策推進指針の理念に基づき、互いに認め

宠物

宠物狗的登记及狂犬病预防针

狂犬病预防法规定：饲养人有为宠物狗进行登记以及1年注射1次狂犬病预防针的义务。另外，需要将登记牌和注射证挂在狗项圈等上，进行妥当管理。狂犬病预防针可以选择在4月份集体注射或预约动物医院进行注射（登记手续费：每只3,000日元；注射证明的发行手续费：每只550日元）。

【问询处】生活卫生课（越谷市保健所） ☎048-973-7532

禁止宠物狗户外散养

埼玉县动物保护及管理的相关条例规定：宠物狗户外活动时，必须由能驯服狗的人用狗绳或锁链将狗牢牢牵住。

【问询处】生活卫生课（越谷市保健所）

☎048-973-7532

禁止弃置宠物粪便

越谷市美化城市条例规定：饲养主带宠物狗在户外活动时，必须携带清理粪便的用具，将狗粪带回家后妥善处理。政府通过发放《禁止弃置狗粪》的告示牌对此进行普及教育。

【问询处】资源循环推进课 ☎048-963-9181

下列情况，请联系越谷市保健所。

- ・饲养的猫狗走失时：
请查看市官网上公布的猫狗临时看管信息，或者联系越谷警察署询问临时看管的动物信息。
- ・发现没有拴绳的无主狗并暂时看管：
请联系相关部门告知发现日期、地点、狗的特征（种类、颜色、大小、性别、有无项圈等）。另外，还可以联系越谷警察署对其进行临时看管。
- ・当饲养的宠物狗咬人时：
饲养主有义务向负责部门提交饲养狗的事故报告。
- ・因不得已的理由，不得不放弃继续饲养猫狗时：
猫狗也是家庭成员之一。必须对其有爱心，有责任进行终生饲养。若因不得已的原因无法继续饲养时，请和越谷市保健所协商。但是，根据具体理由，有可能拒绝接收。

【问询处】生活卫生课（越谷市保健所）

☎048-973-7532

市民人权

伴侣宣誓制度

本市遵照越谷市人权实施推进指针的理念，为推进

あ じんけん そんちよう しゃかい すず せいてきしこう せい
合人権を尊重する社会づくりを進めるため、性的指向や性
じんにん かが せいてきしこうすうしや かた たいしやう
自認に係る性的少数者の方を対象としたパートナーシップ
せんせいせいと かいし
宣誓制度を開始しました。

この制度は、パートナーシップの関係にある二人の宣誓を、市
が尊重し、パートナーシップ宣誓証明書（せいせんしやうめいしよ しょうしよ）
証明書の交付により、法律上の権利・義務（婚姻や相続、税金
の控除など）は生じませんが、性的少数者の方の困難や生き
づらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができる、一
つのきっかけになることを期待するものです。

市では、差別や偏見のない人権尊重社会の実現のため、性的
少数者の方への理解促進と支援に取り組んでいきます。

【問合せ】人権・男女共同参画推進課 ☎963-9119

尊重人权社会的发展，面向性倾向及性别认同性少数
群体实行伴侣宣誓制度。

伴侣关系双方进行宣誓，市为表示对其二人的伴侣
关系的尊重，发行伴侣宣誓证明。此证明虽然没有法律
上的权利及义务效力（包括婚姻关系、继承、税金减免
等），但希望能减轻性少数群体的生活负担和心理包袱，
成为能够实现自我价值的一个契机。

越谷市为实现一个公平没有偏见、尊重人权的社
会，将再接再厉关注性少数群体，努力为其争取社会全体的
理解。

【问询处】人权・男女共同参画推进课

☎048-963-9119

【仕事】

「日本で働くことができる外国人は、就労が認められてい
る在留資格の人だけです。在留資格（永住者、日本人の配偶者
等、永住者の配偶者等、定住者を除く）により、それぞれ就
労できる範囲に制限があります。文化活動、短期滞在、留学、
研修、家族滞在、特定活動（ただし、指定書の内容により異なる。）
の在留資格では、就労することはできません。

「留学」「家族滞在」などの在留資格を持って在留する外国
人の方がアルバイトなどの就労活動を行う場合には、事前に
各地方入国管理局などで資格外活動の許可を受けることが必
要です。」

「さいたまけん がいこくじん せいかつ だい しょう こうよう ろうどうじやうけん」
『埼玉県 外国人の生活ガイド 第9章 雇用・労働条件』より
引用

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/seikatsu-guide.html>

●就職支援相談

就職に向けたきめ細かな総合的コンサルティングを行います。

【問合せ】経済振興課（就職支援相談室） ☎967-4680

●ハローワーク越谷（越谷公共職業安定所）

求人・求職の申込み、職業紹介、職業相談、職業
訓練校への入学あっせん、失業給付等を行います。

- 所在地：東越谷1-5-6

【問合せ】ハローワーク越谷（越谷公共職業安定所）
☎969-8609

●ビジネスサポート事業

既存事業者や創業者を対象とした、専門家（企業支援コ
ーディネーター）による経営や創業に関する無料相談を行います。

【問合せ】産業雇用支援センター二番館 ☎967-2424

就業

只有持可就业的在留资格的外国人才能在日本工
作。除了永住者、日本人配偶等、永住者配偶等以及定
住者以外，在留资格的类型限制可就业范围。持有文化
活动、短期滞在、留学、研修、家属滞在、特定活动（根
据指定书的内容而不同）等在留资格的人，不能就业。

持有留学和家属滞在等在留资格的外国人，如果要
做临时工等的工作，必须事先到各地区的入国管理局等处
申请资格外活动许可。

以上内容引自《埼玉县外国人生活指南 第9章 雇
用・劳动条件》。



就职支援咨询

向求职者提供细致的就业相关的综合咨询服务。

【问询处】经济振兴课（就职支援咨询室）

☎048-967-4680

越谷公共职业安定所

负责受理招聘和求职申请、职业介绍、职业咨询、
职业训练学校的入学调节、发放失业补助等。

地址：东越谷1-5-6

【问询处】越谷公共职业安定所

☎048-969-8609

经营支援事业

由专家（企业协调员）为创业者或经营者提供有关
创业和经营的免费咨询。

【问询处】产业雇用支援中心二号馆

☎048-967-2424